

下関市監査委員公表第 32 号
令和 8 年(2026 年)5 月 12 日

地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 山 元 浩
同 戸 澤 昭 夫
同 井 川 典 子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
福祉部	介護保険課
菊川総合支所	地域政策課、市民生活課、建設農林課、 北部建設事務所

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

福祉部、菊川総合支所
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

福祉部、菊川総合支所

令和8年3月1日から令和8年4月30日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、重要な点については、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

なし

以上